

2010年を明日への 大きな第一歩に

2010年 元旦

東京税財政研究センター
 理事長 永 沢 晃
 役員 一 同



異物?・ハツ場ダム連絡橋

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ致します。

昨年の総選挙では国民の多くが閉塞感を打ち破り、政治経済の変革を求め民主党を選択したと思われませんが、不況脱出の糸口が見えないまま2010年を迎えました。

平成22年度予算案は軍事費や思いやり予算、政党交付金、大企業への補助金等にはほとんど切り込まれず、結果として95兆円規模の歳出を賄うため租税収入の倍以上の赤字国債発行がされようとしています。大衆課税強化の税制「改革」そして「消費税増税やむなし」の地ならし・キャン

ペーンが一層強められてくるのではないのでしょうか。

税務行政執行面においても機構改革2年目を迎え「税務調査強化」が本格化してきそうです。

わたしたち税理士にとっても、今年度は税理士の自主権確立・納税者の権利擁護・代理権の確立等々「税理士法改正」や納税者権利憲章制定のための正念場の年です。

皆さんが2010年を明日への大きな第一歩の年にするためご活躍されることを祈念します。



公開講座開催へ 2月5日(金) 全労連会館

新政権下の税制と税務行政 そして今年の確定申告は?

民主党を中心とした新政権発足、税制・税務行政は果たして国民の期待したものとなるのか?

- ☆ 税制改正大綱の内容と課題
- ☆ 平成21年分確定申告の特徴
- ☆ 誤りやすい事例
- ☆ 質問コーナー

課税最低限に触れず、番号制いよいよ始動

— 12/22 税制改正大綱、閣議決定 —

民主党中心の政権になって税制の政策決定プロセスが大きく変わった。これまでは、学者、作家、マスコミ、業界団体代表などいわゆる有識者で構成する政府税制調査会が長く続き、内閣総理大臣の諮問機関として事務局を大蔵省（現財務省）に置いて、内閣総理大臣に答申書を出していた。自公政権時代はこの政府税制調査会と自民党税制調査会の二次的意思決定機関があった。新政権では前記の両機関を廃止して、税制の政策決定は新しい政府税制調査会がすべてを行うことになった。新政府税制調査会は財務大臣を会長とし、議事の整理を財務副大臣または総務副大臣が行い、関係閣僚、副大臣、政務官などで構成され、連立与党の政策審議会長がオブザーバーで参加している。このように税制の政策決定は政府に一本化された。マニフェストでは「議論の公開」といっていたが、税制調査会の議論はインターネットで公開されている。なお、調査会の庶務処理は内閣府に置かれている。

その新政府税制調査会が12月22日、2010年度税制改正大綱を発表、同日閣議決定された。自公政権時代の税制改正案が元号表記であったのに比し、全文西暦表記になっているのが特徴といえ、全文西暦表記になっているのが特徴といえ、特徴といえれば子供手当の創設に伴い、扶養控除の扱いが喧伝されていたが、後述するように最大の特徴は「第3章改革の方向性」にあるように思われる。それを述べる前に2010年度の改正内容のうち扶養控除と配偶者控除を見ることにしたい。

✧ 扶養控除の大幅「改正」(2011年分から適用)

一般の扶養控除	現行	380,000円
	「改正」15歳以下	廃止
	23歳～69歳	380,000円
特定扶養控除	現行	630,000円
	「改正」16歳～18歳	380,000円
	19歳～22歳	630,000円

✧ 配偶者控除の見直し

「広く意見を聴取し整理をし、見直しに取り組む」
このように新政権の税制改正案は、課税最低限の構成要素である人的控除に大きなメスを入れてきたといえよう。現行の人的控除のうち残るのは基礎控除だけになるのではないかという懸念が残る。民主党の税制政策の「哲学」が見えてきたといえないだろうか。この点について言及したいのは、今回閣議決定された税制改正大綱では「課税

最低限」という文言がどこにも見当たらないということである。従来の税調答申では生活費非課税の実現にむけて一定の考察をしていた。課税最低限をどのように考えるかは、提起する者の立場によっていろいろな説があるが、昭和32年の税制調査会答申では「課税最低限をいくらに定めるべきか」という問題を解決するにあたっては、一方において、所得税が最低生活費に食い込むことを避けるべきであるという要請…」などと考察しているのがわかる。以来、課税最低限については従来の税調答申でも時代ごとに考え方が変化してきたが、少なくとも「あるべき生活費非課税制度」という観点で議論してきた経緯は残っている。「生活重視」を掲げて登場した新政権に期待する多くの国民は税制においても「生活重視」を期待しているものと思う。

なお、先の麻生政権で成立した「消費税を含む税制の抜本改革」を核心とする「所得税法等の一部を改正する法律 附則第104条」を廃止するとともに、修正するとともにその扱いには全く触れられていない。

✧ 「第3章 改革の方向性」について

納税者権利憲章（仮称）の制定

「国民主権にふさわしい税制を構築するため、納税者の税制上の権利を明確にし…早急に制定する」

国税不服審判所の改革

「…組織や人事のあり方、前置主義の見直し、理由付記など納税者の立場に立って適正な税務執行の検討」

社会保障・税共通の番号制度導入

「付番・管理は歳入庁が適当」

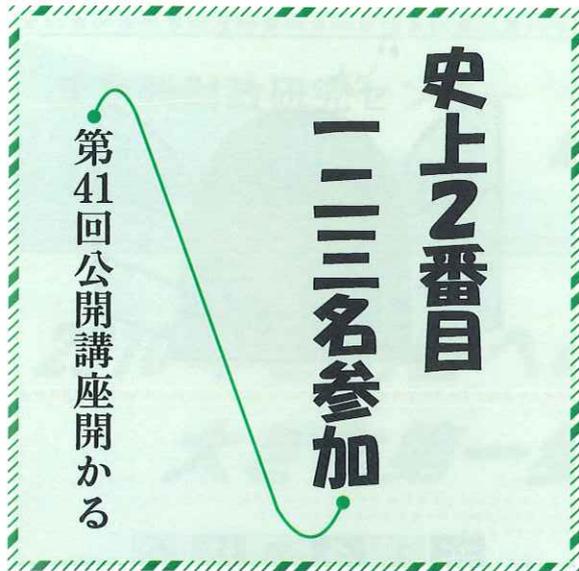
以上3項目については「1年以内をメドに結論を出す。」

歳入庁の設置

「税と社会保険料の賦課徴収を一元的に行う」

「内閣官房国家戦略室を中心に、府省横断的に検討」

以上の4項目は民主党が野党時代に発表した税制改革大綱に盛り込まれていたものであるが、閣議決定を受けて「政府の方針」として昇格したことに大きな意味がある。税務行政の大きな変化が予定されたということである。しかも、番号制を含め、「1年以内をメドに結論を出す」ということは納税者のみならず、国民全般の生活に大きな影響をもたらすことが間近に迫ったともいえるのではないか。（飯島）



当センター恒例の公開講座は去る10月15日に全労連会館で行いました。政権交代という歴史的な変化のもと、民主党政権の下で税制や税務行政がどう変わるか、参加者の大きな関心を象徴するように追加の椅子とテーブルを用意するほどの会場いっぱいの123名が集まりました。講座は「民主党政権の税制、税務行政—マニフェストの特徴」と題してセンター会員で経済評論家の熊澤通夫氏が、麻生政権時代の付則第104条問題などこれからの税制政策の問題点をうきぼりさせました。続いて「平成21事務年度の税務事務運営の特徴」と題してセンター会員の小田川豊作氏が国税当局が発遣した各税事務の「特に留意すべき事項」（特留事項という）を中心に税務調査の傾向を述べました。最後に宮澤義雄会員が関東信越国税局の横暴な税務調査のやり方を個別に紹介、参加者の驚きをさそいました。



▶ 国税庁に意見提出 ◀

「大工、左官、とび等の所得税の取り扱い」 通達廃止反対

国税庁は表題の通達廃止を前提にパブリックコメントを求めてきました。センターは別項のように11月5日廃止反対の意見を提出しました。

（意見内容）

昭和30年、56年等のいわゆる区分通達（直所5-8及び直所5-9等）の廃止に反対します。

（理由）

当研究センターには税務職員OB税理士多数が参加していて、その多くが中小事業者の税務顧問を行っています。現在の大不況は例外なく中小事業者を襲い、多くの中小事業者が倒産、解散、事業縮小等を余儀なくされています。とりわけ建設不況は深刻で、一人親方的建設従事者がますます増加しています。その中でこれまでも多くの建設従事者が当該通達により所得計算を行って確定申告を行ってききましたが、当該通達の必要性はより一層増しているのが現状です。このような状況下での当該通達の廃止は、納税者の税務手続きの煩雑さを増大させるばかりか税務当局の事務運営にも甚大な影響を及ぼすことも予想され、確定申告等における混乱は避けられません。現実に機能している通達を廃止して無用の混乱を招致し納税者の不利益となるような事態を招くことのないよう、慎重な検討・対応をお願いします。

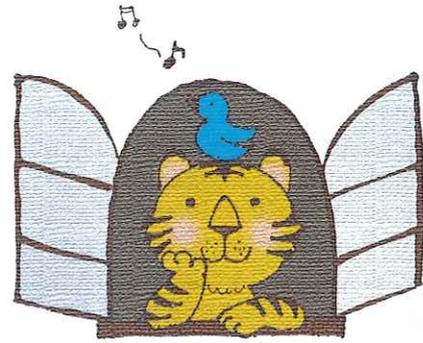
以上のことから当該通達の廃止に反対するものです。

※当該通達は12月17日廃止となり、新通達が発遣された。

センター活動日誌

2009.11.10	東京土建本部
14	税経新人会シンポジウム
17	千葉税経新人会
28	消費税廃止町田各界連
12. 1	第一会計
2	三役会議
6	神奈川土建
9	千葉土建 千葉税経新人会
11	理事会
14	東京税経新人会
15	消費税廃止世田谷各界連
17	滋賀県保険医協会
18	世田谷生活と健康守る会
全国保険医新聞	3回
月刊民商	3回
全商工新聞	2回

「消費税・課否区分表」の在庫があります。必要な会員に無料（郵送料持ち）で頒布しております。センターまでご連絡ください。（FAXでご注文ください。）



新入会員紹介

※ 会 員

◦ 岩崎 節子

住 所 相模原市相武台 1-22-15

事務所 同上

TEL・FAX 046-255-1968

◦ 窪木 康夫

事務所 柏市柏 6-4-24 柏ビル 4F

TEL 04-7164-2828

FAX 04-7164-3050

ザ・コラム

カラスがくしゃみをした。えっホント？まさか。カッキーオンとかカーツションとか、カーカーアでなかった。三回続きを二回したから六回くしゃみをしたことになる。あれがくしゃみかどうかはわからない。でも、くしゃみに聞こえたのだから。昨年十月に開かれた全国税制懇話会の秋季研究集会の帰りに札幌市内の中島公園で見た？いや聞いた光景である。札幌市の中島公園の十月は赤を主体にした紅葉が燃えていた。公園の池に火の粉を降りかける紅葉枝の下で、振り袖姿のモデルがカメラの前ですまし顔をしていた。

その十月、厚生労働省は「相対的貧困率」を発表した。「相対的貧困率」とは国民の可処分所得を高い順に並べ、中央値の半額未満の所得の人の割合をいい、国民の中の低所得者の割合を示す数字である。OECDの調査では日本はメキシコ、トルコ、米国に次いで貧困率四番目だ。十七歳以下の「子供の貧困率」は十四・二％である。民主党の「子供手当」の発想は「次代を担う子供を社会全体で支える」というもの。発想は賛成だ。しかし、課税最低限の構成要素である扶養控除を振り替える発想はいかなるものか。思いやり予算や大企業減税を廃止して「次代を担う子供」を支えてほしい。そこにこそ国の役割がある。頭が良い鳥といわれるカラスに「あほカー、カーツション」といわれちゃう。

(T・I)